

|      |  |
|------|--|
| 回覧番号 |  |
|------|--|

貴電第2671号に関し、

1. 拠出金使用の問題点につき、再度、以下のラインで、韓赤に対し抗議し、右使用の即時停止を求めるとともに、健康福祉センターの建設推進を要請されたい。また、韓国政府に対し、右拠出金の「ガイドライン」にのっとった適正な使用を確保すべく、韓赤に対する然るべき指導・監督を要請されたい。

また、その際、外務部に対してはア北長より、本拠出金使途に関しプレスが関心を持ち始めているところ、事態の改善がみられない場合には、日本政府としても何らかの対応（例えば口上書の発出）をせざるを得ない旨併せ申しおきありたい。（なお、本件対応ぶりに関し、当方にて作成した資料を貴館参考までに別FAX信にて送付する。）

- (1) 診療補助費、葬祭費、原爆福祉事業所の建設・運営のための拠出金の使用は、いずれも、「ガイドライン」に示す使用目的に反する。
- (2) 個人に対する診療補助費の支給は、ODAとしてカウントされている本件拠出金の枠組みにおいて、個人に現金を支給することは不適當であり、絶対に受け入れられない。
- (3) 本件拠出金は、使いきりの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また同拠出金の法定果実たる利息を拠出の枠組みの外で使用することは受け入れられない。特に、本基金事業の中核となる福祉センター建設が順調に進んでいない段階において、上記(1)のような目的外使用をすることは認められない。

2. なお、本件に関する応答要領は、下記のラインとする。

- (1) 韓赤が診療補助費の名目で個人に現金支給等を行った経緯があることは承知。
- (2) 右使用は、日韓間で合意された本件拠出金の「ガイドライン」の目的にはそぐわないものであり、認めることはできないと判断されるので、韓国政府を通じて、韓赤に対し、右拠出金の適正使用を求めているところ。
- (3) 今後も、本拠出金の取扱いについては注視していく所存。

3. 9月1日午後、在韓被爆者協会会長李鏡萬が高木弁護士（注：従軍慰安婦訴訟原告代理人）とともに北東アジア課を来訪越し、以下について申し越した。右、貴館参考まで。（ア北岡野、斎藤対応）

- (1) 原爆被害者の平均年齢は約70歳であり、余命幾ばくもなく、生存中に被爆者個人に対して現金支給するのが最も望まれている拠出金の使用法である。とりあえず、現在、一人月額10万ウオン支給しているが、これを月額30万ウオンにしたい。
  - (2) 「ガイドライン」には、被爆者協会の意見を尊重するとあるが、それがなされているとは思えない。
- （これに対し当方よりは、1. (1)～(3)のラインで説明しおいた。）

（了）

FAX信

GM1961-15

※総第 091616号001公館宛 GM1961-15

平成 5 年 9 月 2 日  
11 時 58 分 17 秒受付

電 信 案

秘  
無 期 限

YYYYYY

電信課受

大 臣  
秘書官  
政 務 次 官  
事 務 次 官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長主 管  
~~子ザア局長~~  
審 議 官  
~~参 事 官~~  
北東アジア課長  
地域調整官  
首席事務官

※発電係 ① 2 9

起 案  
平成 5 年 9 月 1 日起案者 電話番号  
有藤 2415

協議先

秘密指定解除  
公文書監理室

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 韓 国 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名

在韓被爆者支援拠出金

主管・文書記号

ア北

※電番

FAX信

大至急  
普通至急  
(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総 領 事 あ て

大至急 至急  
普通 (優先処理)

往電ア北第 1498号FAX信

※

09161666

優先

KANKOKU

F信

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

CM:1961-

在韓被害者拠出金問題

平成5年8月30日

北東アジア課

1. 経緯

- (1) 平成2年の盧泰愚大統領訪日の際、在韓被爆者に対し、今後医療面で総額40億円程度の支援を行う旨、日本側より意図表明。これを踏まえて、平成3年度に17億円、平成4年度に23億円、合計40億円の支援金を拠出。
- (2) 平成4年度の拠出に当たり、韓国側に拠出金使用計画の提出を求めたところ、診療補助費の個人支給等「拠出金使用のガイドライン（以下ガイドライン）」（別添1）に示す拠出金の使用目的以外の使用について我が方に要請。これに対し、右は認められないと韓国側に言いおいた上で、23億円を拠出した。（別添2）
- (3) 本年8月3日、朝日新聞記者から、大韓赤十字社（以下韓赤）が被爆者個人に対し拠出金を使用して手当支給しているのではないかという照会があり、韓赤に拠出金使用状況につき報告を求めたところ、韓赤は報告書案（決裁未了）をとりあえず手交越した。この際、韓国側は右事実を認めたが、これは拠出金のガイドラインの趣旨にかなうものと考えている旨弁明するとともに、日本政府側の理解を求め越した。（別添3）

2. 韓赤報告の問題点

- (1) 「ガイドライン」に示す拠出金の使用目的以外の拠出金の使用

(イ) 診療補助費

- 平成4年6月から12月まで、一人月額5万ウオンを、平成5年1月からは、一人月額10万ウオンを2177人に支給。
- 韓赤側は、通院のための交通費、保険のきかない治療費、保険料支払のための費用で、「ガイドライン」に照らし問題なく、拠出金の元本の使用は微々たるもの（利子の範囲内で右補助費を支給）であり、問題ないと主張。

(ロ) 葬祭費

- 平成4年6月から12月まで70万ウオン／件、1月からは150万ウオン／件支給（これまで48件に支給）。
- 韓赤側は、財源は元本だがそれほどの影響はなく、人道的に考えて支給すべきものと主張。

(ハ) 原爆福祉事業所の建設・運営

- 本年6月、原爆福祉事務所を、被爆者登録、福祉会館（「ガイドライン」には被爆者健康福祉センターと、平成4年度事業計画には健康福祉会館と記述されてきたもの）の建設、運営のため保社部の指示で設立。
- 被爆者登録は、従来、被爆者協会が行っていたが、右事務所が行うことになり、被爆者登録名簿、被害者登録証等の作成、会計、名簿の管理等の電計化のため拠出金を使用。（「その他」の支出項目）
- さらに、右事務所の建設、設備、機材費として拠出金の使用を計画。

## (2) 福祉会館建設の遅延

- 当初計画した7ヶ所のうち、茨川（ハプチョン）のみが進行しており（土地購入予算2億円確保済。建設、機材費用として25億円を見積り中、拠出金を充てる予定。）、他については、茨川の運営実績がよければ、同様の福祉会館を首都圏に建設の予定であるが、他の地域の会館については、具体的計画無し。
- 本事業の遅れはさらなる利子を生み、韓国側から、診療補助費のような「ガイドライン」の使用目的以外の利子の使用の承認要請を引き続き受ける恐れあり。

## 3. 我が方の対応

## (1) 韓赤への申入れ

右拠出金使用の問題点に関し、再度在韓大を通じ、以下のラインで、韓赤に対し抗議し、右使用の即時停止を求めるとともに、健康福祉センターの建設推進を要請することとする。また、韓国政府に対し、右拠出金の「ガイドライン」にのっとった適正な使用を確保すべく、韓赤にたいする然るべき指導・監督を要請する。

- (イ) 2. に示す拠出金の使用は、いずれも、「ガイドライン」に示す使用目的に反する。
- (ロ) 個人に対する診療補助費の支給は、ODAとしてカウントされている本件拠出金の枠組みにおいて、個人に現金を支給することは不適當であり、絶対に受け入れられない。
- (ハ) 本件拠出金は、使いきりの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また同拠出金の法定果実たる利息を拠出の枠組みの外で使用することは受け入れられない。特に、本基金事業の中核となる福祉センター建設が順調に進んでいない段階において、上記2. のような目的外使用をすることは認められない。

## (2) 韓国政府への申入れ

9月1日より、中村ア北長が訪韓するところ、外務部に対し、上記(1)(イ)～(ハ)の点を申し入れ、至急適正使用への指導方を要請する。その際、本拠出金使途に関しては、プレスが関心を持ち始めているところ、事態の改善がみられない場合には、日本政府としても何らかの対応（例えば口上書の発出）をせざるを得ない旨申し入れる。

## (3) 対外応答要領

- (イ) 韓赤が診療補助費の名目で個人に現金支給等を行った経緯があることは承知。
- (ロ) 右使用は、日韓間で合意された本件拠出金の「ガイドライン」の目的にはそぐわないものであり、認めることはできないと判断されるので、韓国政府を通じて、韓赤に対し、右拠出金の適正使用を求めているところ。
- (ハ) 今後も、本拠出金の取扱いについては注視していく所存。

CM 1963

# 在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の

## 使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の監督と指導の下に、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計17億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. 韓赤は、本拠出金を似て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用する。
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のための使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき、毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

往電第2093号(114.12.4)  
23億円 提出においたの割

M:1961

貴電第3504号、第4139号及び往電第937号に関し、

1. 冒頭貴電4139号における韓国政府の被爆者対策にかかる全体計画・実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答を踏まえ検討したところ、<sup>そ</sup>の問題点は以下の通り。

(1) 韓国側回答においては、拠出金使用のガイドラインにおける使用目的以外に、被爆者個人に対する診療補助金の支給、原爆被害専門診療所の増築、墓祭費、基金管理財団の管理運営費としての拠出金の使用が計画されているところ、右計画はガイドラインの見直しにつながるものであり、受け入れることには困難がある。

特に、被爆者個人に対する診療補助金の支給については、本件拠出金は、いわゆる補償ではなく、あくまで人道的観点から行うものであるところ、個人に対する現金の支給は、あたかも法的根拠に基づき個人に対して補償を行ったかの印象与えかねず出来れば避けた方が良く、更に、本件拠出金はODAとしてカウントされており、ODAの枠組みにおいて個人に現金を支給することは不適当である。

又、韓国側の計画にあるように、上記診療補助金を、拠出金自体ではなく、拠出金の利息に求めるとしても、利息を拠出金とは別の枠組みとして捉えることは困難である。本件は、そもそも、使い切りの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また、計画本体自体の実施が遅れている状況では、右の利息を、拠出金の枠組みの外で使用することは受け入れられない。

(2) 健康福祉センターについては、当初の全体計画からの変更部分がある上、韓国側予算措置も不十分である。

本センターは、当初、ソウル、陝川、釜山、慶北、湖南、畿湖、馬山の7箇所を予定していたが、現在は陝川のみしか具体化しておらず、

(右に対する予算措置も、全く不十分)、他の予定地は事実上白紙状態と言わざるを得ないところ、陝川以外の当初予定地(右が困難であればその代替地)についても早急に計画を具体化し、用地の取得を進めることが必要である。

我が方としては、本センターの建設費は本件拠出金の使用内訳において50%以上を占めるものであり、本センターの建設に対し大きな関心

を有している。また、本センターの建設の遅延は、更に多くの拠出金の利息を生む結果となり、ガイドラインに基づく本件拠出金の適正な使用に対し、我が方が、懸念を抱くことにもなりかねない。

2. しかしながら、他方において、本年度分23億円の拠出については、我が方が拠出時期と問題点の解決をリンクさせることにより、韓国側が何らの主張を取り下げるとは限らず、また、我が方として意図表明した総額40億円の残りの23億円は、いずれにせよ、本年度中に拠出する必要があり、更に、これ以上拠出が遅れることは、その原因等に関しプレス関心を呼ぶ結果となること等に鑑み、23億円は可及的速やかに拠出して、先ずプログラム実施の責任を韓国側に負わせた上で、韓国側が提起した問題点の解決に取り組むことが適当と考えられる。

については、上記1.の問題点あるも、右を取り敢えずペンディングした上で、現行ガイドラインの下、往電937号別FAX信に基づき日本側口上書及び貴使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」を作成し、貴電第3504号に基づく韓国側口上書及び往電937号別FAX信の大韓赤十字社総裁発貴使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）と交換した上で、日本側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の原本を送付ありたい。

尚、韓国側が提起した問題点に対する、我が方の立場については、上記1.のラインにて適宜説明おきありたい。

(了)

CM:1961

23億円拠出時の韓国側の反論

(来電 247号 H.S. 1.25)

## 秘密指定解除

公文書監理室

客年貴電ア北第2098号に関し、

1. 20日、当館と外務部（東北亜一課）との間で、本件拠出金に関する我が国側口上書及び本使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」と、韓国側口上書及び大韓赤十字社総裁宛本使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）との交換を行った。我が国側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の本書を別途空送する。

なお、上記交換に先立ち、先方（呉松（オ・ソク）事務官）より、韓国側口上書案において、先方より提示越されていた案（客年往電第3504号別FAX信）第2パラ2行目“and that it is implemented”の部分を“and is to be implemented”と変更した旨申し越し、「口上書案について部内で最終的な決裁を得る過程で、表現として落着きが良いと考えられるという理由で修文が加えられた。口上書の内容を変えるものではないと考えられるので、御了解願いたい。」と説明越した。当方（相馬）からは、既に先方部内決裁済みであったはずの文言にこの段階で修文を加えるのは不適当なる旨指摘したが、他方当該箇所には大きな問題はないとも考えられたため、電話連絡による本省の御確認を経て、上記修文後の口上書の交換に応ずることとした。

2. なお、韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答（客年往電第4139号）に対する日本側の立場については、冒頭貴電1. に沿って数度にわたり相馬より説明してきたところ、これに対し、先方は、現在まで、とりまとめ「日本側の御指摘の点はいずれも保健社会部及び大韓赤十字社に伝えてきている。しかし、保健社会部及び大韓赤十字社としては、被爆者協会からの圧力があるためか、その主張を取り下げる様子はない。他方、健康福祉会館（当館注：従来「健康福祉センター」と称していたもの。）の敷地取得のための予算2億ウァンは、昨年定期国会にて成立し、本年1月1日から執

## 秘密指定解除

公文書監理室

行出来る状況にあるところ、日本側御指摘の点については今後とも日本側と協議を続けつつ、日本政府の拠出金を有効に活用していきたいと考えている。旨申し越してきている。

(了)

原爆被害者 日本政府支援金 執行現狀  
원폭피해자 일본정부지원금 집행현황

(1993. 5. 31 현재)  
現在

単位=ウォン  
(단위: 원)

| 수입 4収       |                |               |                | 지출 支出      |             |                |           |            |            |                |               |            |               | 잔액<br>잔 額      |
|-------------|----------------|---------------|----------------|------------|-------------|----------------|-----------|------------|------------|----------------|---------------|------------|---------------|----------------|
| 入金日<br>입금일자 | 支援金額<br>지원 금액  | 利息收入<br>이자 수입 | 収益計<br>수익계     | 診療費<br>진료비 |             | 健康診断費<br>건강진단비 |           | 葬祭費<br>장제비 |            | 診療補助費<br>진료보조비 |               | その他<br>기타  | 支出計<br>지출계    |                |
|             |                |               |                | 件数<br>건수   | 金額<br>금액    | 件数<br>건수       | 金額<br>금액  | 人員<br>인원   | 金額<br>금액   | 件数<br>건수       | 金額<br>금액      |            |               |                |
| 91.11. 6    | 9,718,549,520  | 1,454,123,945 | 26,254,018,025 | 15,726     | 510,392,461 | 405            | 5,744,000 | 48         | 33,600,000 | 4,335          | 1,307,400,000 | 30,418,985 | 1,887,555,446 | 24,366,462,579 |
| 93. 2.17    | 15,081,344,460 |               |                |            |             |                |           |            |            |                |               |            |               |                |
| 計           | 24,799,894,080 | 1,454,123,945 | 26,254,018,025 | 15,726     | 510,392,461 | 405            | 5,744,000 | 48         | 33,600,000 | 4,335          | 1,307,400,000 | 30,418,985 | 1,887,555,446 | 24,366,462,579 |

生電第267/3 FAX信

CPA:1961-

別添39

(3)

GM:1961

2671号 本信

## 秘密指定解除

公文書監理室

貴電ア北第1269号に關し、

9日、丸尾が大韓赤十字社（以下「韓赤」）を往訪し、冒頭貴電3.の照会を行ったところ、これに対し先方（崔榮奎（チェ・ヨンギョ）原爆犠牲者救済委員長）の述べた点、以下1.の通り、また、右照会に先立ち、当方より、電話にて、これまで当館から提出方累次要請してきた我が国からの提出金（以下「提出金」）の使途等に関する報告書（以下「報告書」）。ガイドライン第5項に基づくもの。念のため。）の提出を再度強く要請しておいたところ、これに対し先方は、右照会の際に関連資料を手交越した、右資料の内容及び右手交の際に先方が行った補足説明、以下2.の通り。右資料を別FAX信にて送付する（邦語訳は当館にて付したもの）。

以下1.及び2.の内容に対し、当方からは、客年貴電ア北第2098号、同往電第4139号等のこれまでの我が国の立場に基づく問題点を指摘するとともに、併せて、報告書の提出の時期（ガイドライン第5項関連）、当館を通じて日本側からこれまでに累次指摘してきた事項であるにも拘らず我が国の了解なきままに実施に移されていること（ガイドライン第6項関連）等についての問題点も強く指摘し、本省の判断を得て再度議論を提起する所存としつつ、とりあえず先方部内においても、普請すべく、関係省庁も含めて検討すべき旨要請しておいた。これに対し先方は、その事情を訴えつつ、我が国の側の理解を求め越した（以下2.（2）（ホ）等）が、ともかく関係省庁に報告、これらと協議の上、結果を当館に連絡越す旨述べた。

以下1.及び2.の事態に關し、詳細さらに確認又は検討すべき点はあるも、我が国がこれまで興を唱えてきた点について韓赤側が既に実施に移してきている面があることは極めて遺憾であり、当館としては、引き続き上記我が国のこれまでの立場に沿って、外務部も通じて先方の善処を求めるべきものと思料するところ、何らさらに心得るべき点あらば、御指示願いたい。また、いずれにせよ現実が発生している利子につき、韓赤側の希望する用途は受け入れられな

## 秘密指定解除

公文書監理室

GM:1961

秘

いとすれば何に使用せしめるべきか、併せて御指示願いたい。なお、報告書に加えて、拠出金の運用計画（以下3.の報道中に言及あるもの）についても、入手次第送付する。（右韓赤への照会の結果をふまえて、当館で問題ありと考える点については、外務部東北亜一課に対してもとりあえずの問題提起を行い、啓発の方向での協力を求めた。これに対し先方（呉松（オ・ソン）事務官）は、「日本側の立場は十分承知しており、保健社会部及び韓赤には伝えるが、他方ガイドライン第2項には、『可能な限り韓国法人韓国原爆被爆者協会の意見を尊重』すると規定してある。拠出金の使用・管理は韓赤の立場を尊重する方が効果的に行い得ると思う。」等付言越すところがあった。（当方からは、内容、政道め両面の問題点を強く指摘。））

本件に関連する内容を6日付の世界日報及び中央日報が報じているところ、事実関係に誤りも含まれているも、御参考まで、右報道内容以下3.の通り。

## 1. 買収費電5.の照会に対する韓赤の応答ぶり

昨年6月より12月まで、拠出金の利子の中から、診療補助費として、救済者として登録されている者（現在21,777名）に対し、一人当り月5万ウォンずつを支給した。また、本年4月に、右診療補助費を本年1月に遡及して毎月10万ウォンに引き上げ、それ以降これまで右金額を支給している。

## 2. 上記1.の照会の際の方の手交資料の内容及びこれに対する補足説明

（先方によれば、右資料を報告書として我が国に提出の予定なるも、部内決裁完了の由。決裁を了したものを、入手次第追送する。）

（1）資料（「原爆被害者に対する日本政府からの支給金の執行現況」）の内容

|              |      |                   |
|--------------|------|-------------------|
| 収入：①日本からの拠出金 | 17億円 | 3,713,549,620ウォン  |
| ②日本からの拠出金    | 23億円 | 15,081,344,460ウォン |
| ③ ①に対する利子    |      | 1,454,123,945ウォン  |

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 合 計                 | 26,254,018,025ウオン |
| 支出：治 療 費（件数15,726件） | 510,392,431ウオン    |
| 健康診断費（件数 406件）      | 5,744,000ウオン      |
| 葬 祭 費（件数 43件）       | 33,500,000ウオン     |
| 診療補助費（件数 4,335件）    | 1,307,400,000ウオン  |
| そ の 他               | 30,412,985ウオン     |
| 合 計                 | 1,827,855,446ウオン  |
| 残 額：                | 24,366,462,579ウオン |

## (2) 先方の補足説明

## (イ) 治療費、健康診断費

治療費の支払いは、医療保険の適用がある診療項目についてのみ行われている。重病の診療及び健康診断については、診療又は診断の後で病院から韓赤に請求書が送られ、それに基づいて韓赤が直接病院に支払う。それ以外（風邪等の軽いものの診療）の場合には、本人が、立替払いの後に領収書を付して韓赤に請求し、これに基づき韓赤から払戻しを受ける。いずれも、現在、韓国政府国庫から50%、奨出金から50%が支払われている。

## (ロ) 葬祭費

昨年6月より12月まで、死亡者一人当たり70万ウオンを支給していたところ、本年2月に日本政府から23億円の奨出金が支払われた直後から、教団者及び被爆者協会より、被爆者一名当たり1000万円ずつ配分すべしとの要求が韓赤に相次ぎ、5月末頃までの間デモも続いた。かかる配分はガイドライン上認められないと考えられるため、代りに葬祭費を死亡者一人当たり150万ウオンに引き上げることで、何とかこれらデモを収めた。右引き上げられた葬祭費は本年4月から支払われ、1月に遡及して実施された。具体的用途は、墓地建設、葬式の費用等、雑費な葬祭費用を想定している。被爆者の死亡に伴う申請に基づき現金で

## 秘密指定解除

公文書監理室

支給され、また、被爆者の死亡から申請まで時間を要した場合には、その間に支払われてしまった診療補助費（当館注：上記1.及び以下（ハ））を差し引いて支給される。財源は拠出金の元本である。自分は、一人当たり150万ウォン支給しても元本にはそれほどの影響は無く、また、人道的に考えて、葬祭費は支給すべきと考えている。なお、保健社会部、外務部等、関係省庁とは協議済みである。

## （ハ）診療補助費

（当館注：上記1.の、当方照会への応答に加えて説明越したもの。）

診療補助費が想定する用途は、第一に、居住地から最寄りの韓赤指定病院（大手術を必要とする場合には、右手術を行い得る最寄りの病院）までの交通費、第二に、医療保険の適用が無い治療（漢方治療、物理的な治療、歯科関係の治療の一部、一定日数以上の外来診療及び入院等）の治療費、第三に、医療保険の適用を受ける要件として毎月支払われるべき保険料である。韓赤としては、右診療補助費は、性質上治療費と同じであり、ガイドラインに照らしても問題が無いと考えている。現在、支払方法は、3か月に1回、30万ウォンずつを、登録された被爆者本人の預金口座に振込送金している。使用状況についての確認は行っていない。但し、上記三つの目的のために必要な実費は、各被爆者とも、毎月10万ウォンでは不足しているはずである。

右診療補助費を上記1.の通り引き上げた背景は、やはり右デモである。

（当館注：5万ウォン、10万ウォンという金額の根拠につき当方から質したが、先方は、「医療保険が適用されない治療費は、合計すれば、10万ウォンでも不足のはずである。保健社会部、外務部、韓赤、被爆者の間での協議を経て決定された金額である。」等繰り返しつつ、明確には答えず、同時に、その言の端々から、拠出金の利子の範囲内で、登録された被爆者各人に配分し得る最大限に近い金額としている、という

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

ような印象が感じられた。)

(二) 原爆福祉事業所、福祉会館、その他

被爆者登録及び福祉会館の建設、運営のために、保健社会部の指示で、6月に原爆福祉事業所が設けられた。右事業所は韓赤自らが運営する。被爆者登録は、これまで被爆者協会が行っていたが、6月から右事業所が行うこととなった。

福祉会館については、現在慶尚南道陝川(ハプチョン)のみ計画が進行中であり、土地を韓国政府国庫により購入する手続きを進めている。また、建設後の運営費についても同様に賄うことを可能とすべく、福祉会館の法人化の努力をしている。本年中に着工し、来年には完成の予定である。(当館注：別途保健社会部にも照会したところ、土地1000坪を、韓国政府の予算に積算した2億ウォンで購入中の旨。また、建物、機材等については、現在詳細検討中であり、11月初に出る結果によって多少の変動はあり得る旨も、とりあえず保健社会部で考えている見取りは、建物については20億ウォン、機材等については5億ウォンである旨。)

右事業所及び福祉会館の職員は韓赤から派遣するため、所要人件費も韓赤から賄う。奨学金からは、右事業所及び福祉会館の建設費、設備・機材費のみを賄う予定である。陝川での運営実績がよければ、同様の規模の福祉会館を首都圏に建設することを予定している。他の福祉会館については、陝川及び首都圏での実績を見て、追って考えていく方針。但し、当初予定した7か所を建設することについては、被爆者協会(奨学金の被爆者への分配を要求)が反対しており、韓赤より、福祉会館の運営費は国庫で賄われる旨説明して説得中である。なお、今年度の計画に具体的に上っているのは陝川のみである。

韓赤のその他の計画として、被爆者の登録の管理体制の確立がある。例を述べると、追加登録(当館注：上記1.及び2.(2)(ハ)の韓

GM:1981

秘

## 秘密指定解除

公文書監理室

赤による診療補助費の支給を受けている2177名を登録者の基準として、これに今後追加があることを想定している模様。なお、一昨年(6月)に、保健社会部によるマスコミ等を通じた広告に応じて同部による調査の対象となった被爆者の数は2307名の由。)の受領、被爆者登録名簿、被爆者登録証等の作成、会計、名簿等の管理等の電算化等があり、上記(1)中の支出項目中、「その他」としてある費目は、これらの事項のためのものである。従来は被爆者協会が行っていた事項であるが、これでは被爆者個人の感情的な事情が登録関連の書類に反映されてしまいやすい弊害があるため、6月に保健社会部がこれら事項の実施を右事業所に指示したものである。

## (ホ) 弁明・陳情等

韓赤では、強制徴用された京に日本で被爆した被爆者をなだめつつ、同時に日本政府との間でのガイドラインにも尽力沿うように努力をしてくれているつもりであり、現在も最大限の努力を続けている。拠出金からの使用は、拠出金やガイドラインの趣旨にかなうものと考えており、拠出金の元本の使用は微々たるもので、さらに韓国政府国庫からも所望の支援を得べく努力してもいる。是非日本政府側の御理解をお願いする。

3. 6日付の世界日報及び中央日報の内容(以下で言及されている「基金運用計画」については、韓赤の意見を参考に、保健社会部が作成したものの由)

慶尚南道梁川郡に1000坪規模の原爆被害者福祉会館が建設され、また、10月から、原爆被害者に毎月10万ウォンずつ診療補助費として支払われる。

5日、韓国保健社会部は、日本が1990年に約束した韓国人原爆被害者のための福祉基金40億円を拠出したことにより、これを管理するための基金運用計画を作成、10月から施行することにした。

(了)